

【判例研究】

幼稚園のお泊り保育中の川遊びにおける園児の水死事故と不法行為責任

松山地裁西条支部平成30年12月19日判決

〈平成25年（ワ）117号、一部認容、一部棄却（確定）〉

判例時報2421号94頁

中京大学法務総合教育研究機構 教授

奥野久雄

序

幼稚園（学校法人以下、「法人」という。）と園児もしくはその両親との間に在学（在園）契約が締結されている。幼稚園（法人）は、その契約上これに付随する義務として園児の安全に配慮すべき義務を負っている。本件では、幼稚園でのお泊り保育中の川遊びにおける園児の水死事故について、上記安全配慮義務違反に基づく幼稚園（法人）の債務不履行責任が追及されることなしに、むしろ上記水死事故の真相を究明すべく幼稚園の教諭らの民法709条の不法行為責任及びこれを前提とする民法715条に基づく幼稚園（法人）の使用責任が問われている。

以下、本件事故の事実関係を詳しく見たうえで、不法行為責任を一部認容した本判決について、若干の検討をしてみよう。

一 事実

本件は、被告法人が運営するC幼稚園（以下、「本件幼稚園」という。）で、平成24年7月△△日に実施されたお泊り保育（以下「本件お泊り保育」という。）において、本件幼稚園の園長である被告Y₂並びに本件幼稚園の教諭である被告Y₃、被告Y₄、被告Y₅、被告Y₆、被告Y₇、被告Y₈及び被告Y₉（以下、上記8名を併せて「被告教諭ら」という。）が園児らを川で遊ばせていたところ、増水が生じ、園児らの一部が流され、そのうち園児Aが死亡し、園児原告X₁₁が傷害を負ったことなどについて、本件幼稚園の園児又は園児の親である原告らが、被告法人の当時の理事長であった被告Y₁₀及び被告教諭らに対し、同人らに注意義務違反があったなどとして、民法709条（不法行為）に基づき、連帯して損害賠償の責任を負うことを求めるとともに、被告法人に対し、在園契約の債務不履行又は私立学校法29条、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律78条及び民法715条（使用者責任）に基づき、被告Y₁₀及び被告教諭らと連帯して損害賠償金を支払うことを求めた。

亡A（平成18年××月××日生、平成24年7月△△日死亡）は原告X₁及び原告X₂の子であり、

原告 X₁₁は原告 X₉及び原告 X₁₀の子である。亡A、原告 X₁₁、訴外 P₁、訴外 P₂、訴外 P₃及び訴外 P₄（以下、併せて「本件園児ら」という。）は、平成24年7月△△日当時、本件幼稚園の園児であった。

被告法人は、本件幼稚園のほか7つの幼稚園を運営する学校法人であり、被告 Y₁₀は、平成19年4月1日から平成24年9月7日までの間、被告法人の理事長であった者で、2国籍を有していた。被告 Y₂は、本件幼稚園の教諭、主任教諭を務めた後、平成18年8月から平成24年9月19日までの間、本件幼稚園の園長であった。被告 Y₃は、平成24年7月△△日当時、本件幼稚園の主任教諭であった。被告 Y₅は、同日当時、本件幼稚園教諭であり、本件お泊り保育の担当者であった。被告 Y₈、被告 Y₄及び被告 Y₇は、同日当時、本件幼稚園の教諭であり、被告 Y₆及び被告 Y₉は、同日当時、本件幼稚園の非常勤の助教諭であった。

本件幼稚園の主催で、本件園児らを含む同幼稚園の年長組の園児31名（5～6歳）を対象に平成24年7月△△日から1泊2日の予定で、Q県R市所在の宿泊施設「D」において、本件お泊り保育が実施された。お泊り保育には、被告教諭らが同行した。

Dは、T₁山系から山間部を概ね南方から北方にR市内を流れるT₂川の右岸（上流から下流を見て右側を「右岸」、左側を「左岸」という。）に面していたところ、本件お泊り保育においては、例年どおり、D付近を流れるT₂川内において、園児を遊ばせることが予定されていた（以下「本件活動」という。）

D付近を流れるT₂川の状況は、その右岸には石積みされた護岸堤防があり、南北二か所、石段が設置されており（以下、南寄りのを「上流側石段」、北寄りのを「下流側石段」という。）、その左岸には、主要地方道に沿って設置されたコンクリート擁壁との間に河川敷が広がっている。本件活動の実施場所（以下「本件活動場所」という。）は、上流側石段と下流側石段の間が予定されていた。

被告教諭らは、平成24年7月△△日午後3時頃より、本件活動場所において、園児らを遊ばせていた（本件活動）ところ、増水（以下「本件増水」という。）が生じ、亡A及び原告 X₁₁を含む複数の園児が下流に流された（以下「本件事故」という。）。その後、亡Aは、H病院に救急搬送されたが、同日、溺水による死亡が確認された。また、本件事故により、原告 X₁₁が全治1週間程度の頭部皮下血腫及び擦過傷の傷害を負うなどした。

本件増水前の河川敷を除く川幅は十数m程度ある。増水していないときの本件活動は、水深は、左岸側から右岸側に向かって徐々に深くなっており、右岸沿いは、上流側石段付近が2m弱で、下流側石段に向って徐々に浅くなり、下流側石段付近は、大人のくるぶしが膝下程度となっている。本件増水直前に撮影された写真によれば、下流側石段直下における水深は場所によって成人女性の膝まであり、下流側石段から川の中央へ入った地点で水深は場所によって成人女性の股下まで、園児は腰まで完全に水につかっていた。水流は、右岸側が速く、左岸側は緩やかで、上流側石段付近の上流側と下流側石段付近の下流側に水流が速いところがあるが、両石段の間の流れは全体的に緩やかで、河川敷に近いところではほとんど流れがない。下流側石段付近には、苔の生えた大きな石が幾つかあり、滑りやすくなっている。なお、本件事故当時の亡Aの身長は112.2cm、原告 X₁₁の身

長は106.1cmである。本件活動場所の上流には、固定堰が設置されていた。

もっとも、本件事故前に作成公表された天竜川総合学習館かわらんべ作成の「川遊びのルール」によれば、川遊びの際の水深の基準として、人間の体は基本的に「腰を浮かされる」と簡単に転ぶ、このため、川の中では水が腰までくる（流水が腰まで跳ね上がる）場所である。子どもたちを川に連れていくときは「子どものヒザまでの水位」を基準の1つとすべきであるとの指摘がある。

なお、本判決の事実の紹介について、判決に従い、（1）本件事故以前の経過、（2）本件事故の当日の経過、（3）本件事故後の経過の順序でその事実を並べておく。

（1）本件事故以前の経過

本件幼稚園では、平成4年頃から、Dでのお泊り保育を実施しており、その際には、本件活動場所で、園児らを遊ばせていた。お泊り保育は、例年、年長園児の担任が担当することとなっており、平成24年度は被告Y₅が4回目の担当となった。お泊り保育の担当は、スケジュールの作成、バスの手配、Dとの連絡、食事の手配、買い出し等の準備を行っていた。また、主任教諭は、お泊り保育の準備について助言する立場にあったが、お泊り保育の実施について最終的な決定権限は園長にあった。

被告法人の本部との連絡は園長が行っており、10万円以上の予算が必要な場合には本部の決裁を経ていたが、お泊り保育については、被告法人の本部に報告しておらず、本件幼稚園としての判断で行っていた。

被告Y₅は、平成24年4月上旬にDの下見に行き、同所までの経路や施設を確認したほか、下流側石段まで行き、石段の上から本件活動場所の様子を確認した。被告Y₅は、同月中に被告Y₃とも相談しながら、前年度までの例に倣って本件お泊り保育のスケジュールを作成し始め、同年6月19日までに、職員会議にかけ、被告Y₂の了解も得て、スケジュールを決定した。被告Y₅は、同日Dのスタッフに、電話で本件お泊り保育のスケジュールを伝え、本件活動場所で水遊びをしてもよいかを尋ねたところ、Dのスタッフは大丈夫である旨回答した。

被告Y₅は、平成24年7月3日に、本件お泊り保育について、保護者説明会を実施した。被告教諭らは、平成24年7月14日の職員会議（非常勤以外の全教諭及び園長である被告Y₂が出席する。）において、本件活動について役割を決め、例年どおり、本件活動場所で実施することを前提に、下流に被告Y₂が、上流に被告Y₅が立ち、その間で園児らを遊ばせること、被告教諭ら全員が川に入り、園児らを見守ることなどを決めたが、天候の確認方法等については決めることはなかった。また、一連の職員会議において、ライフジャケットや遊具などの準備が必要である旨の話が出たことはなかった。

（2）本件事故の当日の経過

本件事故の当日の午前中、R市内にある幼稚園付近において十数分程度の降雨があったほか、昼前頃にはD付近においてもまとまった降雨があったが、その後、被告教諭らが本件幼稚園からDに移動する間を通じて晴れており、本件活動の当時も、本件活動場所の上空は晴れていた。本件活動

場所よりも上流にあるK測水所において、本件事故の当日のT₂川の流量は……午後2時40分には毎秒6.67m³、午後2時50分から午後3時には毎秒7.44m³、午後3時10分から同20分には毎秒8.25m³に増加していた。

被告Y₅及び被告Y₇は、平成24年7月△△日午後1時15分頃、園児らとともに、本件幼稚園を出発し、同日午後2時30分頃、Dに到着した。被告Y₂、被告Y₃、被告Y₄、被告Y₆、被告Y₉及び被告Y₈は、園児らとは別に、本件幼稚園を出発し、同日午後2時頃に、Dに到着した。被告Y₈は、被告Y₅から、本件活動場所付近のT₂川の下見をするように頼まれていたことから、Dに到着後、本件活動場所の下見を行った。その結果、例年、園児らを遊ばせている本件活動場所は、深いところがあり、川の流れもあることから、園児らを遊ばせるのは不適切であると考え、その旨を被告Y₅及び被告Y₃に伝えた。

その後、同日午後2時45分頃、被告Y₅を先頭に、園児らは、下流石段から、川の中に入り、河川敷に移動して、被告Y₈が提案した上流に向った。しかし、その途中、園児らの一人が、石の上を歩いていたところ滑って転倒したことから、被告Y₅は、上流側は石がたくさんあり危ないと考え、本件活動場所に引き返し、同日午後3時頃より、本件活動場所において、本件活動を開始した。被告教諭らが、園児らのためにライフジャケットを装着させることはなかった。その際、園児らに、Y₂よりも下流に、Y₅よりも上流に行かないよう注意し、また、水位が深くなっている場所に他の教諭に並んでもらい、園児らに、そこまで行かないように注意した。……

被告Y₃は、同日午後3時29分頃、すいか割りの準備のため、川から上がった。その後、被告Y₅は、園児らが寒そうにしていたことから、他の教諭と相談して、予定より早く本件活動を切り上げることとし、園児らに対し、川から上がるよう声をかけた。被告教諭らが、被告Y₅の声かけに応じて、それぞれ下流石段に向っていたところ、被告Y₅、被告Y₈及び被告Y₇は、上流で茶色の水が流れていることを視認し、その後、本件活動場所の水かさが増し始めた（本件増水）。

被告Y₅は、水かさが増したのを感じた際、川の中央よりも右岸寄りの場所にいたところ、亡A、原告X₁₁、訴外P₅及び訴外P₆が、被告Y₅の手につかまってきたことから、上記4名の園児らを引張って、下流側石段に向かったが、その途中、下流側石段から数mほど離れた地点で、上記4名の園児らとともに、本件増水により下流側に流された。その後、被告Y₅は、訴外P₅を岩に押し上げたが、他の園児らは手を離してしまった。被告Y₅及び訴外P₆は、被告Y₉から河川敷に、引き上げられ、訴外P₅も被告Y₉に保護された。亡A及び原告X₁₁は下流に流された。……

被告Y₂は、下流側石段を数段上った時、その高さまで水かさが増していたため、川の方を振り返り、被告Y₄が連れていた園児らを引き上げた。その後、被告Y₅及び園児らが流されるのを目撃し、救助しようと川の中に飛び込んだが、流れが速く、河川敷に流された。その後、原告X₁₁が岩の上にいるのが見えたため、救助しようと再び川の中に入ったが、……駆けつけたDのスタッフに追い越された。……Dのスタッフである訴外P₈及び訴外P₇は、園児らの救助を行っていたところ、訴外P₈は、園児らが下流にいると聞いた。そこで、河川敷を下流に向かい、原告X₁₁が下流の岩につかまっているのを発見し、河川敷から20mほど水中を泳いで、原告X₁₁を抱え上げ、その後、浮輪とロープを持ってきた訴外P₇とともに、原告X₁₁を河川敷に引き上げた。その際、その場にいた

被告 Y₂、被告 Y₇ 及び被告 Y₅ もロープを引っ張るなどした。その後、訴外 P₈ 及び訴外 P₇ は、亡 A の捜索をしたところ、原告 X₁₁ がいた岩よりも上流で亡 A が沈んでいるのを発見し、亡 A を岸に引き上げて、人工呼吸と心臓マッサージを行ったが、亡 A が息を吹き返すことはなかった（溺水による死亡が確認された）。

（3）本件事故後の経過

本件幼稚園において、平成24年7月28日、本件事故につき、保護者説明会が実施され、当時の理事長であった被告 Y₁₀ 及び被告教諭らが出席した。被告教諭ら、本件幼稚園の園児ら及び園児らの保護者の有志は、平成24年7月31日、Dのスタッフの参加のもと現場検証を行った。その後、……同年8月11日の保護者説明会において、被告 Y₁₀ は、「いっばい子供たちの命助かりました。1人だけ死んだ、すごい残念ですけれども、10人も、何人の先生も、死んだ可能性があった。それが大変です。」と発言した。

本件増水の原因について、本件増水は、本件活動場所の上流域における降雨が原因であったものと認められる。

二 判決理由

（1）河川の変化についての予見可能性

「本件当時、サポートセンターがインターネットで公開していた「水辺の安全ハンドブック」（2008年版）では、……今いる場所が晴れていても、上流の雨で一気に増水する可能性があることや事前に予測できない気象変化があることが指摘されていた。公益財団法人であるサポートの性格や人の身体の安全に関わる上記情報の性質も踏まれば、インターネットを利用できる環境にある一般人が河川の安全について調査すれば、上記情報又はこれと同様の情報を困難なく知ることができ、本件幼稚園にもインターネットに接続されたパソコンが設置されていたことから、被告教諭らもこれらを知ることができたものといえる。」

（2）増水が生じた場合の危険性の予見可能性

「本件活動場所の水深は、増水が生じていない場合でも、深いところで園児らの胸辺りとなることが想定されており、また、本件増水直前に撮影された写真によると、下流側石段直下における水深は、場所によっては成人女性の膝まであり、下流側石段から川の中央へ入った地点の場所によっては成人女性の股下まで、園児は腰まで水につかる状態であり、こうした本件活動場所の状況は、これまでのお泊り保育の経験や下見により、被告教諭らにとって認識可能であった。このように、本件活動場所は、園児からみれば、増水前でも相当程度の水深となることが想定されていたことからすれば、被告教諭らは、本件活動場所の水位がある程度上昇することにより、園児らが流されたり溺れたりする危険性があることは認識し得たものといえることができる。」

また、本件活動場所は、川幅は十数mあり、右岸は護岸堤防で、下流側石段付近は苔の生えた大きな石もあり、足元が悪く、滑りやすくなっており、その地理的状況からみて、必ずしも速やかに

川から退避できる状況ではない。その上、園児らの半分以上は泳ぐことができず、泳ぐことができる園児らについても、その年齢を踏まえると、十分な泳力があったものとは考え難く、園児らが自ら速やかに川から退避することは困難である。そして、本件活動では、被告教諭ら8名で、園児31名を監視することが想定されていたことからすれば、被告教諭らが、全ての園児らを速やかに川から退避させることも困難な状況にあったといえる。

以上によれば、被告教諭らは、本件お泊り保育の計画準備段階において、本件活動中に、……増水等が生じることにより、園児らを安全に退避させることが著しく困難な状況となり、これにより園児らの生命・身体に重大な危険が及ぶ蓋然性が高いことを予見できたものというべきである。」

(3) 結果回避義務

「水難事故防止にライフジャケットが有効であることは一般的にも知られている上、証拠《略》によれば、上記「水辺の安全ハンドブック」には、「一見穏やかに見える流れも、川底の影響で流水は一定ではない。川の事故の約90%はこの穏やかな流れで発生している近寄るときはライフジャケットを必ず着用するぐらいの心構えを。」「水に入る場合 ライフジャケット：必ず着用する。体重の10%の浮力を持つものが適当。」との記載があることが認められ、インターネットを利用できる環境にある一般人において、ライフジャケットの着用に着想する契機があったものといえる。また、園児らがライフジャケットを適切に装着していれば、頭部等が水面上に浮上した状態を維持することができ、溺水による死亡や重大な傷害の発生を防ぐことができる蓋然性は高かったと認められる。

他方、本件当時、サポートセンターでは、ライフジャケットの貸出業務を行っており、送料負担のみでライフジャケットを調達することが可能であったことが認められ、また、インターネット等によっても、比較的安価でライフジャケットを購入することが可能であると考えられることからすれば、園児らのライフジャケットを準備させることが過大な負担になるとは考えられない。

以上によれば、被告教諭らとしては、園児らの生命・身体に重大な危険が生じることを防止するため、本件お泊り保育の計画準備段階において、園児らのライフジャケットを準備し、本件事故の当日、本件活動を実施するに際して、これを園児らに適切に装着させる義務を負っていたものというべきである。」

(4) 園外保育における軽微な傷害の可能性

「園外保育は、園児らが自然に触れることができるなど、幼稚園教育において重要な意義があることも否定できないと考えられることも踏まえれば、軽微な傷害が生じる可能性があることをもって、これを計画すること自体につき、直ちに注意義務違反であるとはいえない。」

(5) 被告 Y₂ について

「本件当時、被告 Y₂ は、本件幼稚園の園長として、本件幼稚園を統括すべき立場にあったものと認められる。他方、……本件お泊り保育の担当者である被告 Y₅ が、スケジュールの作成などを行っていたことが認められるが、担当者は、基本的には、前年度までの例に倣って、スケジュール案の

作成や準備を行うことが想定されていたものと考えられ、最終的な計画準備の内容については、職員会議で検討した上で、園長である被告 Y₂ が決定することになっていたものと認められる。そして、……本件お泊り保育の計画準備段階において、安全配慮面でいかなる措置をとるべきかについては、被告 Y₂ の責任において決定されるべきものであったと認められる。したがって、被告 Y₂ は、本件お泊り保育において、ライフジャケットを準備し、本件活動において園児らにこれを適切に装着させる義務を負っていたと認められる。

また、被告 Y₂ は、園児らのライフジャケットを準備するなどしていなものであるから、上記義務の違反も認められる。」

(6) 被告 Y₅ について

「被告 Y₅ は、……本件お泊り保育の担当者として、スケジュールの作成等を行っていたが、基本的には前年度までの例に倣って行うことが想定されていたと考えられる。また、最終的な決定権限のある被告 Y₂ との間で、安全配慮面での情報格差もなかったものと考えられることからすれば、例年とは異なる安全配慮面の検討を行い、被告 Y₂ に対し、これを進言すべき立場にあったものと認めることはできない。」

(7) 被告 Y₃ について

「本件当時、被告 Y₃ は、主任教諭として、園長である被告 Y₂ を補佐すべき立場であったと認められる。しかしながら、……本件お泊り保育の計画準備の内容については、最終的には園長である被告 Y₂ が決定することとなり、また、被告 Y₂ と被告 Y₃ との間で、安全配慮面での情報格差はなかったと考えられること、被告 Y₃ が本件お泊り保育に関し、いかなる事務を行うべき立場にあったかについて証拠上必ずしも明確ではないことかれれば、被告 Y₃ が、例年とは異なる安全配慮面の検討を行い、被告 Y₂ に対し、これを進言すべき立場にあったものと認めることはできない。」

(8) 被告 Y₁₀ について

「被告 Y₁₀ は、被告法人理事長として、本件幼稚園の園児らの安全確保のために、被告教諭らを指導・監視すべき一般的義務を負っていたものと認められる。

しかしながら、本件お泊り保育において、安全配慮面で具体的にいかなる措置をとるべきかについては、そのスケジュールや実施場所の地理的状況等の詳細な情報を踏まえて検討されるべきものであり、……お泊り保育の情報を詳細に把握すべき義務があったとまで認めることはできない。……実際にも、本件お泊り保育については、本件幼稚園の判断で行われており、……被告 Y₁₀ に、本件お泊り保育の計画準備について、注意義務違反があったと認めることはできない。」

三 研究

1 C 幼稚園を運営する被告法人は、園児らの両親 X₁ らとの間で在園契約を結んでいる。その契約上これに付随する義務として、園児の生命・身体の安全を配慮すべき義務が課されている。それ

ゆえに、被告法人には、園児の安全を確保するため、学校安全計画を作成し、これに沿った安全教育、安全管理、及び教育活動の実施が義務づけられている。本判決は、⁽¹⁾「学校安全計画」を作成したことにより、「直ちに、本件において、具体的に本件事故の結果回避が可能であったということとはできず、仮に被告法人がこれを作成していなかったとしても、これにより直ちに民事上の注意義務違反があるとは認められない。」と判示している。他方、上記結果回避の手段の中核は、園児にライフジャケットを装着させることであって、それは比較的容易に取りそろえることが可能であるとされる。また、本件では、平成4年頃から園外保育（お泊り保育）が実施されていて保育中の園児の川遊びにおける水難事故の回避可能性を考えると、本判決の上記判示は、これを実質的に見れば、そのように解することができるか若干疑問の余地があろう。

2 次に、教育実務を行う教諭らの園児の安全を確保すべき注意義務を本判決によって見てみよう。

(1) 本件幼稚園にもインターネットに接続されたパソコンが設置されていることから、被告教諭らも「今いる場所が晴れていても、上流の雨で一気に増水する可能性があることや事前に予測できない気象変化があること」を知ることができたものといえる。したがって、「本件活動場所付近において、河川の変化が生じ、増水等の危険性があることを予見することができた」とされる。そうすると、そもそも被告教諭らは、お泊り保育の準備段階において「増水等が生じることにより、園児らを安全に退避させることが著しく困難な状況となり、これにより園児らの生命・身体に重大な危険が及ぶ蓋然性が高いこと」を予見することができた、とされるのである。

(2) このような予見可能性がある以上は、本件活動を中止すべき義務について問われうるが、本判決はこの点を否定している。注目すべきであろう。というのは、園外保育は、園児らが自然に触れることができるなど、幼児教育において重要な意義があることを認めているからであろう。ゆえに、本件の場合、本件活動を中止することで結果回避義務を尽くしえたとしても、園児らの生命・身体に重大な危険が生じる蓋然性があることに予見可能性があったからとは認められない、として本件活動の中止義務を否定しているように思われる。これは、過失責任の原則の枠内で問題を処理しようとする姿勢のあらわれにほかならない。

(3) 園児の安全を確保すべき注意義務の主体はだれか。この点、本判決は、幼稚園を統括する立場にある園長であるとするが、本件事実の経過をみれば、本件活動計画が実践される過程において、それぞれの役割を担う教諭らの間で事故防止義務の中核部分が主役を演じている者に移行していることがわかる。例えば、「例年、園児らを遊ばせている本件活動場所は深いところがあり、上流石段より上流側で遊ぶのが適切である」との被告 Y₈の提案を被告 Y₅が退け、水位が深くなっている場所の存する所で本件活動が開始されることになったなどである。被告 Y₅のこの判断は、本件事故の経過から見れば、適切なものであったか疑問が残る。

(4) お泊り保育の最終的な計画準備の内容については、非常勤以外の教諭が参加する職員会議で検討されている。この意味で、被告教諭らの本件事故への関与はないとはいえないであろう。被告教諭らの本件活動（園児の川遊び）におけるそれぞれの役割と行動を見ると、過失の認定は、被告園長 Y₂、被告教諭 Y₅、被告教諭 Y₃というように、本件お泊り保育の実施にあたって、決定権限を

もつもしくは強い影響力をもつ者の順になされているが、その実施状況・本件事故の経過の実質をみれば、本件お泊り保育について開催された上記職員会議では、そのスケジュールと当日における教諭らの役割のほか、例えば、天候の確認方法やライフジャケットの準備の必要性を議題にあげなかった点等で、事故の予見可能性を前提とした。結果回避可能性を考えることができ、それゆえ、被告教諭ら Y₂、Y₅、Y₃の過失の認定が肯定されるのであろう。したがって、被告教諭らのうち Y₂、Y₅、Y₃が連帯して不法行為責任を負うべきであるといえよう。

(5) 本判決は、しかしながら本件活動について決定権限をもつ園長・被告 Y₂にのみ事故の責任を認めて、問題の解決をはかっている⁽²⁾けれども、今後の幼稚園における、とりわけ園外保育などについての教諭らの安全配慮面での協力や連係を考えるとその解決は若干疑問を感じる。

なお、被告 Y₁₀が、本件法人の⁽³⁾理事長として、「園児らの安全確保のために、被告教諭らを指導・監督すべき一般的義務を負う」ことを認められる点は評価に値しよう。このことから、本件お泊り保育の計画準備における注意義務違反を否定する。本判決の見解とは逆に、一般的抽象的な予見可能性だけで、それについて園児のライフジャケットの準備をさせる義務を「教諭を指導・監督すべき一般的義務」から導き出すことはできないであろうか。というのは、一般社会に共通する知識や判断力で考えれば予見可能な事柄であると考えられるからである。

(6) 以上、まとめると次のようになるであろう。すなわち、本判決は、C幼稚園(法人)でのお泊り保育中の川遊びにおける幼稚園の水死事故に関する事案につき、C幼稚園と園児らの両親との在園契約に付随する義務としての安全配慮義務違反に基づく債務不履行責任を問わず、むしろ不法行為責任を問題にした。そして、それは園長 Y₂の民法709条責任を認め、これを前提としてC幼稚園(法人)の使用者責任(民法715条)を認めた。

もっとも、本件事故の真相・実態に目を向けると、本件幼稚園教諭 Y₂、Y₅、Y₃の本件活動における役割・行動に応じたそれぞれの過失を容認できるのではないだろうか、と思う。このような意味で、判旨は若干疑問である。

〈注〉

- (1) 在園契約及び学校保健安全法26条ないし29条参照。
- (2) 「組織としての過失」的判断に基づくものとするみかたがいわれている(兼子仁・伊藤進編『問答式学校事故の法律実務2』(新日本法規出版・2020年)916ノ40ノ24〈伊藤進執筆〉)。幼児教育を進めるにあたって教諭らの萎縮にも対応しうるすぐれたものであるが、ただ、不法行為が語られているときに、このような考え方をとると、事故の真因・真相を十分に解明できないのではないかと思う。
- (3) 本件法人に対し、懲罰的損害賠償として、1億円の支払が求められている。これに対し、本判決は、「不法行為に基づく損害賠償制度は、被害者に生じた現実の賠償を金銭的に評価し、加害者にこれを賠償させることにより、被害者が被った不利益を補てんして、不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とするものであり、これを超えて、制度及び一般予防を目的とする懲罰的損害賠償請求を認めることは、上記の不法行為に基づく損害賠償制度の基本原則なしに基本理念と相いれない」としてそれを否定している。広く妥当する見解であろう。